

別 紙

答申第146号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について部分公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成31年3月27日に、本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「NPO法人〇〇〇〇〇〇〇〇に関する公文書の全て（含む：島根県中山間地域研究センターと同法人との関係、関連や共同活動等）」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、平成31年4月10日付けで次のような決定（以下「原決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

- (ア) 平成28年度自動車取得税・自動車税申告書（報告書）
- (イ) 平成28年度領収済通知書
- (ウ) 法人設立届出書
- (エ) 申告書等送付チェックリスト
- (オ) 都道府県民税の均等割申告書（平成26、27、29年度）
- (カ) 法人三税調定額確認表（平成26年10月分、平成28年2月分、平成30年2月分）
- (キ) 法人県民税課税免除申請書（平成26、27、29年度）
- (ク) 定款
- (ケ) 電話録取票
- (コ) 収益事業開始届出書
- (サ) 貸借対照表（平成26、28年度）
- (シ) 活動計算書（平成26、28年度）
- (ス) 実費弁償による事務処理の受託等の確認について
- (セ) 財産目録
- (ソ) 平成28年度事業報告書
- (タ) 〇〇〇〇〇〇〇（パンフレット）

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分及びその理由

上記アの各公文書につき以下のとおりである。

- (ア) 個人の名字、電話番号  
特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。
- (イ) 徴収番号、整理番号、税額の算定にかかる部分、税額、代表者印  
法人の権利、事業活動その他正当な利益を害すると認められ、条例第7条第

3号に該当する。

- (4) 実施機関は、平成31年4月17日に対象公文書を公開したが、その際に審査請求人から、対象公文書に「課税免除を決定した起案文書」がなく、また、非公開とする理由が不十分であるという趣旨の指摘があった。

これを受けて、実施機関は、対象公文書の追加及び非公開理由の変更を行うため、令和元年5月8日付けで次のとおり部分公開変更決定（以下「変更決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

下記（チ）を追加した。

- (ア) 平成28年度自動車取得税・自動車税申告書（報告書）
- (イ) 平成28年度領収済通知書
- (ウ) 法人設立届出書
- (エ) 申告書等送付チェックリスト
- (オ) 都道府県民税の均等割申告書（平成26、27、29年度）
- (カ) 法人三税調定額確認表（平成26年10月分、平成28年2月分、平成30年2月分）
- (キ) 法人県民税課税免除申請書（平成26、27、29年度）
- (ク) 定款
- (ケ) 電話録取票
- (コ) 収益事業開始届出書
- (サ) 貸借対照表（平成26、28年度）
- (シ) 活動計算書（平成26、28年度）
- (ス) 実費弁償による事務処理の受託等の確認について
- (セ) 財産目録
- (ソ) 平成28年度事業報告書
- (タ) ○○○○○○（パンフレット）
- (チ) 法人県民税の課税免除に係る起案文書（平成26、27、29年度）

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分及び理由

公開しない部分として下記（オ）を、公開しない理由として条例第7条第1号及び第6号を追加した。

変更決定後の公開しない部分及び理由は、上記アの各公文書につき以下のとおりである。

- (ア) 個人の名字、電話番号

特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。

- (イ) 徴収番号、整理番号

法人からの問い合わせの際に、法人の確認のための情報の一部として取り扱っており、法人しか知りえない当該情報が公開されることにより、当該法人になりすまされるおそれがあり、条例第7条第3号及び第6号に該当する。

- (ウ) 税額の算定にかかる部分、税額

法人が税金について県に申告等した内容は、地方税法上の守秘義務が課せられており、条例第7条第1号に該当する。

これらの内容は外部に知らされることはないため、そのような情報が公開されると法人に競争上の不利益を与えるおそれがあり、条例第7条第3号に該当する。  
申告した内容が公開されることとなると、法人が申告等を躊躇する等、今後の適正な事務事業に支障を生ずるおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

(エ) 代表者印

法人の権利、事業活動その他正当な利益を害すると認められ、条例第7条第3号に該当する。

(オ) 調査に関する事項

調査に関する事項を公開することは、調査手法が明らかになる等、今後の事務事業に支障を生ずるおそれがあると認められ、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人は、原決定及び変更決定を不服として、令和元年6月6日にそれぞれの決定について審査請求を行った。

(6) 実施機関は、原決定に係る審査請求については変更決定を行っており、審査請求の対象となる処分が存在しないことから、原決定に係る審査請求は不適法なものであるとして令和元年7月30日に審査請求人に対して補正を命じたが、審査請求人は期限までに補正を行わなかった。

このため実施機関は、原決定に対する審査請求は、行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）第19条第2項に規定する記載事項に欠けるものと言わざるを得ず、審査請求は不適法であるとして、同法第45条第1項の規定により原決定に係る審査請求を却下した。

(7) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和元年11月22日付けで変更決定に係る審査請求について当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書の非公開部分のうち、以下の部分の公開を求める。

ア 「県民税均等割 課税免除入力一覧表」の「NPO法人〇〇〇〇〇〇〇〇」の「課税免除額」及び「差引免除額」

イ 「課税免除（減免）通知書」の「課税免除（減免）する税額」及び備考欄の非公開部分

ウ 「平成26年度 法人県民税課税免除申請法人一覧」の「NPO法人〇〇〇〇〇〇〇〇」の「年税額」

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張は次のとおりである。

ア 条例第7条第1号、第3号及び第6号は当該非公開情報に該当しない。

イ 地方税法第22条は島根県知事の公文書公開する義務に該当せず、制約しない。

同条は、県の職員が法的根拠なく秘密を漏らす行為などに適用する規定である。

### 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号に該当することについて

上記3(1)ア、及びイのうち「課税免除（減免）する税額」、並びにウの情報は、法人が県税について県に申告した内容及び課税免除申請した内容を確認し、当該年度の

課税免除を決定した税額である。

申告額は、地方税法第22条の秘密に該当することから、同法上の守秘義務が課せられている。課税免除額を公開することにより、法人が申告した額及び課税免除申請した額が推測されることから、条例第7条第1号に該当する。

(2) 条例第7条第3号に該当することについて

ア 上記3(1)ア、及びイのうち「課税免除(減免)する税額」、並びにウの情報は、外部に知らされることはない。

公開することにより、申告の内容及び課税免除申請の内容が推測され、法人に競争上の不利益を与えるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当する。

イ 上記3(1)イの備考欄の非公開部分には「徴収番号」が記載されている。

この番号は、法人の客体ごとに割り当てた固有の番号である。通常、納税義務者である本人しか知り得ない情報であり、問い合わせの際に法人の確認のための情報の一部として取り扱っている。

したがって、これを公開すると、当該法人になりすまされるおそれがあり、法人に不利益を与えるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当する。

(3) 条例第7条第6号に該当することについて

ア 上記3(1)ア、及びイのうち「課税免除(減免)する税額」、並びにウの情報について、申告した内容に関する情報が公開されることとなると、法人が申告を躊躇する等、今後の適正な事務事業に支障を生ずるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

イ 上記3(1)イの備考欄の非公開部分である「徴収番号」は、上記(2)イと同様の情報であり、公開することにより今後の事務に支障をきたすことから、条例第7条第6号に該当する。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記2(4)ア「公文書の件名」の(チ)法人県民税の課税免除に係る起案文書(平成26、27、29年度分)のうちの「県民税均等割 課税免除入力一覧表」、「課税免除(減免)通知書」及び「平成26年度 法人県民税課税免除申請法人一覧表」である。

島根県県税条例(昭和51年3月23日島根県条例第10号)第8条によれば、同条各号に該当する者で収益事業を行わないものに対しては、その者が知事が定める期限まで

に申請した場合は、法人の県民税の課税を減免することができると規定されている。

また、島根県県税条例施行規則（昭和51年3月23日島根県規則第16号）第32条によれば、島根県県税条例第8条の規定により法人の県民税の課税免除を受けようとする者は、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第53条第19項に規定する期限までに、法人の県民税課税免除申請書（第78号様式）により申請しなければならないと規定されている。

本件対象公文書は、こうした法人の県民税の課税免除を決定するための決裁文書の一部であり、実施機関が非公開とし、審査請求人が公開を求めている部分には、以下の情報が記載されている。

ア 「課税免除額」、「差引免除額」、「課税免除（減免）する税額」及び「年税額」（以下「年税額等」という。）

イ 「徴収番号」

### (3) 年税額等について

実施機関の説明によれば、上記4(1)のとおり、年税額等は、法人が県税について県に申告した内容及び課税免除申請した内容を確認し、当該年度の課税免除を決定した税額であるとのことである。年税額等を非公開としたことについて、実施機関は、申告額は地方税法第22条の秘密に該当することから同法上の守秘義務が課せられており、課税免除額を公開することにより、法人が申告した額及び課税免除申請した額が推測されることから、条例第7条第1号に該当すると主張している。

これに対して審査請求人は、上記3(2)のとおり、地方税法第22条は島根県知事の公文書公開する義務に該当せず、制約しないと主張していることから、条例第7条第1号該当性について、以下のとおり判断する。

ア 条例第7条第1号について

本号は、法令及び条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示により公開することができない情報については非公開とすることを定めたものである。

地方税法第22条の規定は、秘密とされた情報について守秘義務を課すものであるから、この守秘義務を課された情報は、法令の規定により公にすることができないという本号の要件に該当する。

なお、地方税法第22条に規定する秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうと解されており、地方税に関する調査に関する事務に従事している者がその事務に関して知り得た秘密を第三者に知らせることは、地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであるとされている。

イ 条例第7条第1号該当性について

上記(2)のとおり、法人県民税の課税免除を受けようとする法人は、年税額の申告とは別に法人県民税の課税免除を申請することとされている。

課税庁である実施機関は、当該申請内容について必要な調査を行った上で、課税免除額を決定しており、年税額等は法人の課税免除額を決定するまでの一連の賦課徴収事務の過程において実施機関が知り得た情報であるといえる。

また、当審査会において、地方税法に基づく法人県民税の課税免除の算定根拠を確認したところ、収益事業を行わない法人の場合には、実施機関が決定した課税免除額と法人が申告した年税額及び課税免除申請額とが同額となることが認められた。

以上のことから、本件変更決定において非公開とされた年税額等は、法人の県民税の課税免除を決定するための賦課徴収事務に関して、職務上知り得た情報であることは明らかであり、一般に知られておらず、地方税法第22条に規定する実質的に秘密となる情報であると認められる。

したがって、年税額等は条例第7条第1号に該当し、非公開が妥当であると判断する。

なお実施機関は、上記4(2)及び(3)のとおり、年税額等は同条第3号及び第6号にも該当すると主張しているが、上記のとおり、同条第1号に該当することから、同条第3号及び第6号についての判断は行わない。

#### (4) 徴収番号について

徴収番号を非公開としたことについて、実施機関は、上記4(2)のとおり、法人の客体ごとに割り当てた固有の番号であり、公開することにより、当該法人になりすまされるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると主張しているため、同条第3号該当性について、以下のとおり判断する。

##### ア 条例第7条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報を非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

##### イ 条例第7条第3号該当性について

実施機関の説明によれば、徴収番号は、法人の客体ごとに割り当てた固有の番号であって、通常、納税義務者である本人しか知り得ない情報であり、問い合わせの際に法人の確認のための情報の一部として取り扱っているとのことである。

このため、徴収番号を公開した場合には、年税額等その他当該法人に関する情報が電話等での問い合わせを通じて第三者に漏れるおそれがあり、当該法人に不利益を与えるおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当し、非公開が妥当であると判断する。

なお実施機関は、上記4(3)のとおり、徴収番号は同条第6号にも該当すると主張しているが、上記のとおり、同条第3号に該当することから、同条第6号についての判断は行わない。

#### (5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、地方税法第22条は、県の職員が法的根拠なく秘密を漏らす行為などに適用する規定であると主張しているが、公開・非公開の判断は条例の規定に従って行うべきものであり、同規定が、秘密とされた情報について守秘義務を課すものであることは上記(3)アで述べたとおりであることから、上記判断を左右するものではない。

#### (6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第172号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 元年 1 月 2 2 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 3年 3月 1 1 日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 4月 1 5 日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 5月 2 0 日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 6月 1 7 日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 7月 3 0 日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 9月 2 日 (審査会第6回目)	審議
令和 3年 1 0 月 1 1 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会